

最後に

- ① 社会福祉法人制度改革の趣旨
- ② 指導監査ガイドラインの活用

① 社会福祉法人制度改革の趣旨

■ 社会福祉法人制度の変遷

- ▶ 昭和26年 社会福祉事業法制定・社会福祉法人制度創設

措置を受託する法人に行政からの特別な規制と助成を可能とするため、「社会福祉法人」という特別な法人制度を創設

- ▶ 平成12年 社会福祉基礎構造改革に伴う
社会福祉事業法から社会福祉法への改正

社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するために見直し
(措置から契約への転換、他法人の社会福祉事業参入等)

■ 平成28年 社会福祉法人制度改革に伴う 社会福祉法改正（平成29年4月1日全面施行）

▶ 制度改革の背景

- 福祉ニーズの変容、多様な事業主体（株式会社、NPO法人等）の参入等福祉サービスを取り巻く環境の変化（他法人とのイコールフティング論）
- 平成18年の公益法人制度改革の実施
- 社会福祉法人の運営に対する指摘（内部留保の明確化・課税議論、一部法人の不祥事に係る報道 等）
- 平成26年の「規制改革実施計画」により具体的な改革項目の提言



公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

▶ 社会福祉法人制度改革の主な内容

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置
※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- 適正かつ公正な支出管理の確保
- いわゆる内部留保の明確化
- 社会福祉事業等への計画的な再投資

- 役員報酬基準の作成・公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- 純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
- 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービス ≪地域における公益的な取組≫を提供することを責務として規定

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

■ 社会福祉法人の経営の原則(法第24条)

▶ 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、

- 自主的な経営基盤の強化
- 提供する福祉サービスの質の向上
- 事業経営の透明性の確保

を図らなければならない。

(第1項)

▶ 社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

(第2項)

② 指導監査ガイドラインの活用

■ 国による「指導監査ガイドライン」の作成

規制改革（H26.6.24閣議決定）

- 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。

法改正附帯決議（衆・参両院）

- 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

▶ 社会福祉法人に対する指導監督の見直しの方向性

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化（ローカルルールのは是正）し、指導監査の効率

▶ 「指導監査要綱」の見直しの概要

- 法改正に伴う監査事項を整理するとともに、法令、通知で明確に定められた法人として遵守すべき事項とする。
- 抽象的な監査事項の明確化を図るため、監査事項毎の具体的な確認事項(チェックポイント)を追加し、簡素明瞭なものとする。

▶ 指導監査ガイドラインの作成(指導監査要綱の中に記載)

- 法律、通知等で明確に定められた事項を指導監査の対象とすることを原則とし、監査事項を整理・簡素化
- ガイドラインを策定し、確認事項や指導監査の基準を明確化

「指導監査ガイドライン」・・・平成29年4月27日付け厚生労働省3局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙

■ 「指導監査ガイドライン」を読む上で、ご注意 いただきたい事項(社会福祉法人の視点から)

▶ 事業運営の透明性の確保等を図る責務

- ・ 法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うもの(法第24条第1項)
- ・ 法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが適当

法人は、法人において確認を要する、要するものとガイドラインに定められている事項について、法令等で特定の文書の作成が義務付けられていない場合であっても、文書等により客観的な説明を行うことができるように努めるべき、とされております。

▶ 会計処理に関する監査事項

- 法人は、会計省令、運用上の取扱い及び留意事項その他関係通知(以下、「会計基準」)に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しなければならない。
- ガイドラインにおいては、会計基準に定める詳細な会計処理について、全てを網羅するものではないため、指導監査においては、法人が会計基準や経理規程等規程類に従って会計事務・契約事務等の処理を行っているかについて、ガイドラインに定める事項以外についても(趣旨及び根拠を明らかにした上で)確認及び指導を行うことができるものである。

《参考》社会福祉法人の会計基準

- 社会福祉法人は、厚生労働省令(社会福祉法人会計基準省令)で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(法第45条の24第1項)
- ▶ 社会福祉法人会計基準省令とは
一般に公正妥当と認められる会計慣行を明文化したものであり、その中で特にすべての処理の基礎となるルールを一般原則として定めたもの。

【会計基準省令に基づく会計処理全体の共通ルール】

- 会計処理の方法や会計帳簿、計算書類、附属明細書、財産目録の作成をしなければならないこと。
- 省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる会計処理の慣行を斟酌しなければならないこと。
- 社会福祉法人が行うすべての事業について適用されること。
(病院、老健等事業固有の会計基準等が存在する事業についても、社会福祉法人が実施する場合は社会福祉法人会計基準が適用される。)

《参考》社会福祉法人の会計処理関係法令・通知

■ 会計基準省令

「社会福祉法人会計基準省令」(平成28年厚生労働省令第79号)

■ 会計基準の運用上の取扱い

「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」(厚生労働省3局長連名通知、最終改正：平成28年11月11日雇児発1111第3号、社援発1111第5号、老発1111第6号、)

■ 会計基準運用上の留意事項

「『社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について』の一部改正について」(厚生労働省4課長連名通知、平成28年11月11日雇児総発1111第2号、社援基発1111第2号、障障発1111第1号、老総発1111第1号、)

■ 入札契約等事務の取扱い（平成29年4月1日から適用）

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」
(平成29年3月29日雇児発総0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号、厚生労働省4課長連名通知)

■ 「指導監査ガイドライン」の法人運営への活用

- ▶ 法人が自ら適正な運営を行うためのツール
 - 「指導監査ガイドライン」は、所轄庁が指導監査を行う上での、監査事項、当該事項の法令・通知上の根拠、実際に監査事項の適法性に関する判断を行う際のチェックポイント・着眼点・確認書類、指摘基準を定めた、基準になります。
 - それとともに、法人が自ら適正な運営の確保を行うためのツールとしても位置付けられております。



適正運営のためのチェックリストとしての活用を推奨します。

本日の配布資料について

- 本日の配布資料は、「指導監査ガイドライン」に準拠して作成しております。
 - ※ 様式例の作成に当たっては、東京都社会福祉協議会、公益法人協会の出版物も参考にさせていただいております。
- 新制度に基づく法人運営ルールについて理解を深めるだけでなく、所轄庁との間でルールの共通認識を高めるためにも、ぜひ「指導監査ガイドライン」全体を
ご一読ください。